

第3問

Xは、従業員Aが日頃から職場の愚痴をこぼしていることを聞きつけ、いつか痛めつけてやろうと考えていたところ、平成22年2月15日午後8時ころAがXに反抗的な態度をとったことに立腹し、自己の営む三重県T町所在の飯場において、洗面器の底や革バンドでAの頭部等を多数回殴打するなどの暴行を加えた。その結果、恐怖心による心理的圧迫等によって、Aの血圧が上昇したことで脳出血が発生し、意識消失状態に陥らせた。

その後、Aを大阪市住之江区南港所在の建材会社の資材置き場まで自動車で運搬し、同日午後10時40分ころ、同所に放置して立ち去った。Aは、翌16日未明、脳出血により死亡するに至った。ただ、上記資材置き場においてうつ伏せの状態に倒れていたAは、その生存中、通りがかりのYに角材でその頭頂部を数回殴打されているが、その暴行は、すでに発生していた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものであった。

XとYの罪責を述べよ。(ただし、特別法違反の点を除く)

参考判例：最高裁 平成2年11月20日